

別記 第● 水質・底質

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、水質・底質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質等は次のとおりとする。

ア 公共用水域の水質

- (ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (イ) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質
- (ロ) 人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日環水管第21号通知）に設定されている項目
- (ハ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271号）に示されている農薬
- (ニ) 公共用水域等における農薬の水質評価指針（平成6年4月15日環水土第86号）に示されている農薬
- (ホ) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
 - a 水温
 - b 透明度及び外観
 - c 陰イオン界面活性剤
 - d 塩素イオン
 - e 塩分
 - f クロロフィル a
 - g 電気伝導率

イ 公共用水域の底質

- (ア) 底質の暫定除去基準について（昭和50年10月28日環水管第119号）に定められている物質
- (イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (ロ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日、総令6）に基づく水底土砂に係る判定基準が定められている物質

ウ 地下水の水質

- (7) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (4) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質
- (7) 人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日環水管第21号通知）に設定されている項目

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、水質・底質を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、工事中に発生する工事排水又は供用時の排水等を公共下水道（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場に接続するものに限る。）に放流するという理由で環境影響評価項目として選定しないことができる。その場合は、事業計画又は施工計画に具体的な処理方法を記載し、下水道法及び横浜市下水道条例で定められた排除基準を満足するよう適正に処理することを明らかにする。

ア 工事中に、土地の改変、地下水又は湧出水の汲み上げ、しゅんせつ、薬剤注入による地盤改良等によって濁水又はアルカリ水が発生すること等により、公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「自然科学研究所の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設等からの排水により公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合

ウ 工事中又は存在・供用時に、「公有水面の埋立て」の対象事業で、埋立て等に伴う流況の変化、底質の改変等により公共用水域の水質・底質への影響が予想される場合

エ その他公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水質・底質の状況

次に掲げる項目のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(7) 公共用水域の水質の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の水質に係る物質等のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質等を選択し、公共用水域中の濃度及びその変動の状況を把握する。

(イ) 公共用水域の底質の状況

「1 (1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の底質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、公共用水域の底質中の濃度及びその変動の状況を把握する。

(ウ) 地下水の水質の状況

「1 (1) 環境影響評価の対象」の地下水の水質に係る物質等のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質等を選択し、地下水中の濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 水質汚濁防止法

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

(エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(カ) 横浜市環境管理計画

(キ) 生活環境保全推進ガイドライン

(ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ケ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

予測及び評価を行うにあたって必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 水域の状況

河川の流量・流速、海域の潮位・潮流、地下水の水位等を把握する。

(イ) 地形、地質の状況

水質の希釈、拡散等に影響を及ぼす地形・地質及び工作物の位置、規模等を把握する。

(ウ) 主要な発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源を把握する。

(エ) 気象の状況

気温、風向、風速、日照時間、降水量等を把握する。

(オ) 水域利用の状況

農業用水等の河川・地下水の水利用の状況について、将来の水利用計画も含めて把握する。

(カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水質・底質の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水質・底質の状況に影響を及ぼすと想定される公共用水域及び地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川等の状況、水域利用及び地下水利用の状況等を考慮して設定する。

(4) 調査期間、調査時期

年間の水質・底質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。また、必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理、現地調査とし、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行う。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 水質・底質の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 公共用水域の水質・底質及び地下水の水質への影響を最小限にとどめる水準
- (2) 環境基準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「1 (1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の水質・底質及び地下水の水質に係る物質のうち、対象事業の実施により変化を与える物質の濃度等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 水質・底質の状況」の調査地域を勘案して、対象となる水質・底質の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 水質・底質の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象となる水質・底質の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事に起因する水質汚濁物質（予測項目に選定した物質等）の発生量が最大となる時期とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 水質汚濁物質の排出量
- (b) 稼働条件
- (c) 排水口条件
- (d) 排出抑制対策等
- (e) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 水質汚濁物質の排出量
- (b) 施設等の稼働条件
- (c) 排水口条件
- (d) その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

a 数理モデルによる方法

b 類似事例から推定する方法

類似事例から推定する方法を選択した場合には、水量、水質汚濁物質の排出量、施設等の稼働時間帯及び負荷率等の稼働条件、排水口条件、排水処理対策等から、対象事業との類似性を明らかにする。

c その他適切な方法

(3) 予測結果

表、等濃度線図、ベクトル図等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、数値化又は視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が公共用水域の水質・底質及び地下水の水質に及ぼす環境影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 排水処理に関する措置

沈砂池の設置、凝集沈殿処理施設の設置、汚濁防止膜の設置等

イ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 事業内容に応じた排水処理に関する措置

イ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査とする。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(ア) 水質等の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。

(イ) 水質等の測定にあたっては、発生源状況の把握、水循環の調査等も併せて行う。